



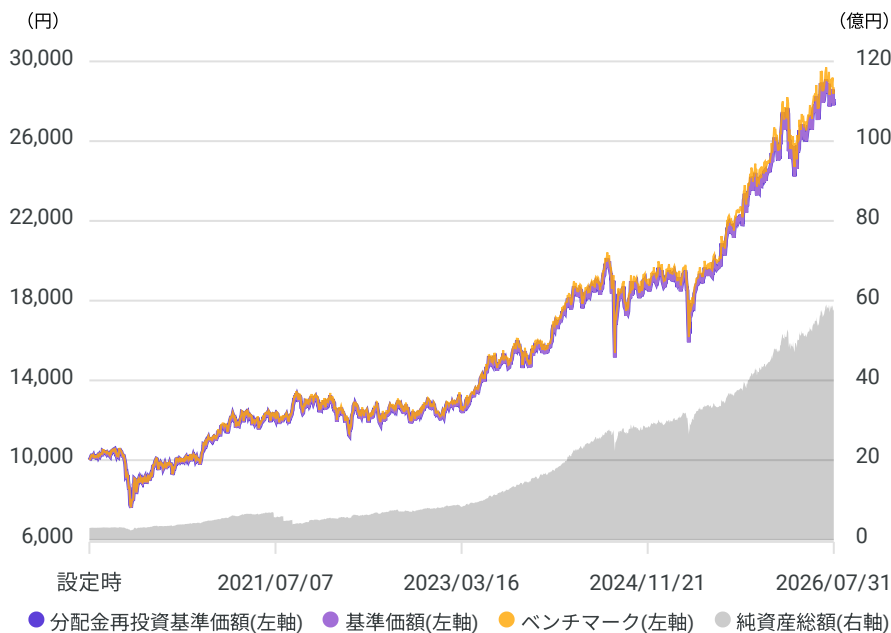
## Smart-i 国内株式ESGインデックス

追加型投信／国内／株式／インデックス型  
設定日：2019年10月30日 信託期間：無期限  
決算日：毎年11月25日（休業日の場合は翌営業日）  
委託会社：りそなアセットマネジメント株式会社

## 運用実績

## 運用実績の推移

2019/10/30 ~ 2026/07/31



※基準価額は、1万口当たり・運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。  
※信託報酬率は「当ファンドに係る費用」をご覧ください。  
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したと仮定して算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
※ベンチマークはMSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数（配当込み）です。  
※ベンチマークは当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。

## 分配金

| 決算日         | 分配金 |
|-------------|-----|
| 2025年11月25日 | 0円  |
| 2024年11月25日 | 0円  |
| 2023年11月27日 | 0円  |
| 2022年11月25日 | 0円  |
| 2021年11月25日 | 0円  |
| 2020年11月25日 | 0円  |
| 設定来累計       | 0円  |

※分配金は、1万口当たり・税引前の値です。  
※分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社が分配方針に基づいて判断し、分配を行わない場合があります。  
※分配金の一部またはすべてが元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※上記はあくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

## 基準価額・純資産総額

2026年07月31日

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 28,118円 |
| 純資産総額 | 58.06億円 |

※基準価額は、1万口当たり・運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。

## 騰落率

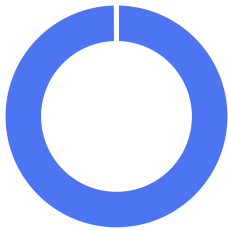
| 期間  | ファンド   | ベンチマーク |
|-----|--------|--------|
| 1カ月 | -0.6%  | -0.6%  |
| 3カ月 | 7.9%   | 8.0%   |
| 6カ月 | 11.2%  | 11.3%  |
| 1年  | 36.2%  | 36.7%  |
| 3年  | 84.9%  | 86.9%  |
| 5年  | 136.0% | 139.3% |
| 10年 | -      | -      |
| 設定来 | 181.2% | 187.0% |

※基準価額の騰落率は、当ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いて算出しています。したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。  
※ベンチマークはMSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数（配当込み）です。



ポートフォリオ

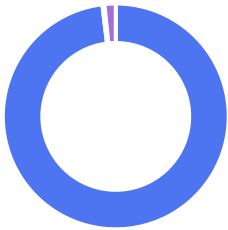
資産別構成比



| 資産種別     | 比率    |
|----------|-------|
| 1 投資信託   | 99.9% |
| 2 現金・その他 | 0.1%  |

※比率は当ファンドの純資産総額に対する比率です。  
※現金・その他には未収、未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

資産別構成比（内訳）



| 資産種別     | 比率    |
|----------|-------|
| 1 国内株式   | 98.1% |
| 2 国内REIT | 0.3%  |
| 3 現金・その他 | 1.6%  |

| 資産種別     | 比率   |
|----------|------|
| 1 国内株式先物 | 1.5% |

※比率は当ファンドの純資産総額に対する比率です。  
※各資産の比率には未収配当金、未収利息を含みます。

市場別構成比



| 資産区分       | 比率    |
|------------|-------|
| 1 プライム市場   | 99.8% |
| 2 スタンダード市場 | 0.1%  |
| 3 グロース市場   | 0.0%  |

※比率は組入資産の評価額に対する比率です。

組入上位10業種

| 業種       | 比率    |
|----------|-------|
| 1 電気機器   | 24.2% |
| 2 銀行業    | 8.8%  |
| 3 情報・通信業 | 7.2%  |
| 4 機械     | 7.0%  |
| 5 輸送用機器  | 5.5%  |
| 6 小売業    | 5.0%  |
| 7 保険業    | 4.7%  |
| 8 サービス業  | 4.6%  |
| 9 化学     | 4.4%  |
| 10 卸売業   | 3.9%  |

※比率は組入資産の評価額に対する比率です。  
※業種は東証33業種の分類を基準としています。

組入上位10銘柄

組入銘柄数：257

| 銘柄                | 業種     | 比率   |
|-------------------|--------|------|
| 1 トヨタ自動車          | 輸送用機器  | 5.0% |
| 2 東京エレクトロン        | 電気機器   | 4.3% |
| 3 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業    | 4.3% |
| 4 日立製作所           | 電気機器   | 4.0% |
| 5 ソニーグループ         | 電気機器   | 3.8% |
| 6 ソフトバンクグループ      | 情報・通信業 | 3.4% |
| 7 みずほフィナンシャルグループ  | 銀行業    | 3.3% |
| 8 リクルートホールディングス   | サービス業  | 2.9% |
| 9 ファーストリテイリング     | 小売業    | 2.5% |
| 10 東京海上ホールディングス   | 保険業    | 2.5% |

※比率は当ファンドの純資産総額に対する比率です。  
※業種は東証33業種の分類を基準としています。

※上記はあくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



## 運用会社コメント

---

### 運用経過

ESGを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は 98.5%（マザーファンドの純資産総額に対する比率）です。

また、現物資産（株式および投資証券）のうち、ESGを主要な要素として選定した投資銘柄の比率は100%です。

## 補足情報

### MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)とは

MSCI Inc.が開発し、国内株式を対象とした株価指数であるMSCI ジャパン IMI指数\*の構成銘柄から、相対的にESG評価の高い銘柄を選定することで構築される指数で、配当を考慮したものです。

#### <指数の特徴>

- ① MSCI Inc.独自のESG評価モデルを用います。当該モデルは、評価対象企業に対し、当該企業が属する業種が直面するESG上のリスクや機会是何か、当該企業にとってそれらがどの程度大きく、どの程度マネジメントを行っているかを測定・分析し、同業種他社と比較することを目的としています。
- ② 企業に対するESG評価は最終的にAAA～CCCの7段階のESG格付で表され、格付がBB以上(7段階のうち上位5段階目まで)の企業が選別されます。
- ③ E/S/Gそれぞれの要素に負の影響を与える可能性がある不祥事について分析し、11段階のうち上位8段階目までの企業が選別されます。
- ④ MSCI ジャパン IMI指数\*を構成する銘柄の中から、業種分類(GICS:Global Industry Classification Standard)ごとに時価総額50%を目標として、指数を構成する企業が選別されます。

#### <ESG格付決定プロセス>

1. 業種別に、MSCI Inc.が独自にE/S/Gそれぞれに設定している細項目(Key Issue)のうち関連が深いものを選定し、それがリスクまたは機会として顕在化するまでの時間の長短および環境・社会に与える影響の大小の2軸をもとにウエイト配分を決定する。
2. E/S/Gそれぞれに選定された細項目をもとに、E/Sに対しては、エクスポージャー(経済的なリスクの程度)の大きさとそれに対するマネジメントがどの程度なされているかを、Gに対しては、企業統治上のリスクに関する評価を減点方式で勘案し、E/S/Gそれぞれに0～10の点数を付与する。
3. 上記1.で決定したウエイト配分をもとに、上記2.でE/S/Gそれぞれに付与した点数を、加重平均したうえで同業種他社との比較を踏まえ調整を行い、0～10の点数を算出する。
4. 算出された点数を格付表にあてはめ、格付を決定する。

\* MSCI ジャパン IMI指数は、MSCI Inc.が開発した、日本の上場株式を対象として算出した指数です。

※ MSCI Inc.の資料に基づき、リソなアセットマネジメントが作成。

※ 上記の記載内容については、今後変更される可能性があります。

#### <指数の選定理由>

対象指数の選定にあたっては、指数の過去のパフォーマンス実績、指数におけるESG勘案方法、指数提供機関のサービス内容などを総合的に勘案しています。当ファンドの対象指数として、「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)」が相応しいと判断した主な理由は以下のとおりです。

- ① 当該指数は、国内株式の代表的な時価総額加重平均型指数と同等のリスク／リターン特性であること
- ② 当該指数の構成銘柄を決定するMSCI Inc.のESG評価手法は、企業の公開情報をベースとして様々な情報を多角的に考慮するものであり、総合的なESG評価として適切であると判断したこと、またリソなアセットマネジメントのESGに関する考え方とも整合的であると判断したこと
- ③ 当該指数の構成銘柄を決定するMSCI Inc.のESG評価手法や結果などは公開されており、十分な透明性があるものと判断したこと



## ファンド情報

### ファンドの目的

M S C I ジャパンE S G セレクト・リーダーズ指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

- 1.国内の株式を実質的な主要投資対象とし、M S C I ジャパンE S G セレクト・リーダーズ指数（配当込み）\*の動きに連動する投資成果を目指します。
- \* 指数の詳細については、「M S C I ジャパンE S G セレクト・リーダーズ指数（配当込み）とは」をご参照ください。
- 2.R M国内株式E S G マザーファンドを通じて、主として国内の金融商品取引所上場株式のうち、M S C I ジャパンE S G セレクト・リーダーズ指数（配当込み）に採用されている株式への投資を行います。
- 3.購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

「E S G」とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字を取ったものです。E S G評価の高い企業は、持続的な企業価値の向上が期待されています。E S G投資は、従来の財務情報に加え、非財務情報であるE S Gの評価を重視して銘柄選別を行う運用手法です。

※資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

### 投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

|         |                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。                                                             |
| 信用リスク   | 実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。                                   |
| 流動性リスク  | 時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。



## ファンド情報

### お申込みメモ

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類                      | 追加型投信／国内／株式／インデックス型                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 購入単位                      | 販売会社が定める単位とします。<br>詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の基準価額（1万口当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 購入代金                      | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位とします。<br>詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の基準価額（1万口当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 換金代金                      | 原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申込締切時間                    | 原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時30分までに受け付けた分（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日のお申込み分として取扱います。<br>販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                       |
| 換金制限                      | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購入・換金<br>申込受付の<br>中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。                                                                                                                                                                               |
| 信託期間                      | 無期限（2019年10月30日設定）                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 繰上償還                      | 次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。<br>・信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。<br>・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。<br>・やむを得ない事情が発生したとき。                                                                                                                                       |
| 決算日                       | 年1回決算 11月25日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 収益分配                      | 原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。                                                                                                                                                                                                               |
| 信託金の限度額                   | 3,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 公告                        | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（ <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a> ）に掲載します。                                                                                                                                                                         |
| 運用報告書                     | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 課税関係                      | 当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用があります。益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となる場合があります。<br>確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 |



ファンド情報

当ファンドに係る費用

|            |                                                                                                                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料     | ありません。                                                                                                                                                                                       |
| 換金時手数料     | ありません。                                                                                                                                                                                       |
| 信託財産留保額    | ありません。                                                                                                                                                                                       |
| 運用管理費用     | ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率0.2365%（税抜0.2150%）</b> を乗じて得た額とします。<br>信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。                                                              |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等（これらの消費税等相当額を含みます。）は、その都度（監査費用は日々）ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。 |

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。  
※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

分配金について

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配方針                 | 原則、毎年11月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。<br>② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。<br>③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。<br>★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 |
| 分配金支払いの影響について        | 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                                          |
| 分配金の水準について           | 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。                                                                                                                                                                                                     |
| 分配が元本払い戻しに相当する場合について | 収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。                                                                                                                |

税金について

| 時期           | 項目       | 税金                                           |
|--------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。  
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## ファンド情報

### 委託会社およびその他関係法人

|      |                   |                                                                         |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | りそなアセットマネジメント株式会社 |                                                                         |
|      | ホームページ            | <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a> |
|      | 連絡先               | 0120-223351<br>(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)                                     |
|      | 金融商品取引業者          | 関東財務局長（金商）第2858号                                                        |
|      | 加入協会              | 一般社団法人 資産運用業協会                                                          |
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行         |                                                                         |

※[委託会社] ファンドの運用の指図を行います。

※[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行います。

### 留意事項

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI ジャパンESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）（以下、本頁において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・運用管理费用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

### 指数について

【マザーファンドが対象とする指数の著作権等について】

MSCI Inc.が開発した「MSCI ジャパンESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）」は、国内株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。



# Smart-i 国内株式ESGインデックス

追加型投信／国内／株式／インデックス型

## ファンド情報

### 当資料の取り扱いについて

当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするためにりそなアセットマネジメント株式会社が作成したものです。投資信託のご購入にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

なお、以下の点にもご注意ください。

当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。

当資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用ができない場合があります。

当資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的財産権、その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

### 販売会社一覧

| 販売会社名（金融商品取引業者等の名称）                 |          | 登録番号             | 加入協会    |                   |                         |                            |
|-------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                     |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| マネックス証券株式会社                         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号   | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 松井証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社りそな銀行                           | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第3号    | ○       | ○                 | ○                       |                            |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第633号  | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社埼玉りそな銀行                         | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第593号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社関西みらい銀行                         | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第7号    | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社） | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社SBI証券                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号   | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 楽天証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| moomoo証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第3335号 | ○       | ○                 |                         |                            |

※[販売会社] 募集・販売の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。